教員情報提供紙

あいち消費者教育リポート

Vol. 37
2021年12月発行

学校における消費者教育を支援し、その推進を図るため、消費者教育研究校の教員及び愛知県教育委員会の協力を得て、研究校の取組や指導法・教材、若者に多い消費者トラブル情報など、消費者教育の実践に役立つ情報を「あいち消費者教育リポート」として取りまとめました。ぜひ、消費者教育の授業等でご活用ください。

民法改正により 18歳から成人に! 2022年4月から成年年齢が引き下げられます。

2018年6月に、民法の定める成年年齢を18歳に引き下げること等を内容とする「民法の一部を改正する法律」が成立し、この改正法が2022年4月1日から施行されます。成年年齢を18歳に引き下げることは、18歳と19歳の方の自己決定権を尊重するものであり、その積極的な社会参加を促すことになると期待されています。

1 何が変わる?

●保護者の同意がなくても契約ができるようになります!

- 携帯電話の契約
- アパートの契約
- クレジットカードの契約
- ローン契約　　など

2 注意することは?

●未成年者取消権が適用されなくなります!

成年に達すると、これまで認められていた未成年者取消権が適用されなくなり、一旦契約すると未成年であることを理由に、契約を取り消すことができなくなるため、注意が必要です。

Point 契約とは…?

契約とは、「法的な責任が生じる約束」のことで、当事者双方の合意によって成立します。契約が成立するのは、商品の売買契約の場合、「買いたい」という「消費者」の意思と、「売りたい」という「お店」の意思が合致したときです。

原則として、契約は口約束でも成立しますので、よく説明を聞き、理解・納得した上で意思表示する必要があります。

また、一旦契約すると、正当な理由がない限り、一方的にやめることはできません。

契約が成立すると、当事者双方は約束を守らなければならず、売買契約であれば、消費者には「代金を支払う義務」が、お店には「商品を引き渡す義務」が生まれます。

成年年齢引下げに伴う若者の消費者トラブル防止メッセージ動画を配信しています!

2022年4月1日からの成年年齢引下げによる若者の消費者トラブルの増加を防止するため、民法改正に伴う注意点等を広く呼びかけるメッセージ動画「18歳からの大人大作戦!!!」を制作し、YouTubeを使って広く配信しています。

昨年度(2020年度)、県消費生活総合センターに多く寄せられた若者の消費者トラブルの中から、「美容関連の契約」、「インターネット通販」、「情報商材(副業や投資等で高収入を得るためのノウハウ等と称して販売されている「情報」)の購入」を取り上げて注意を促すとともに、困った時の消費者ホットライン「☎188(いやや!)」をキャラクターとテロップで紹介する35秒のアニメーション動画です。

ぜひ、消費者教育の授業等でご活用ください!

メッセージ動画はこちらから▶

※画像はメッセージ動画の一部です

未成年者に多い消費者トラブル

昨年度(2020年度)に愛知県及び市町村に寄せられた消費生活相談件数は48,091件で、前年度と比べて3,468件(約7.8%)増加しました。

そのうち、未成年者からの相談は1,599件で、アダルト情報サイトやオンラインゲーム等の「デジタルコンテンツ(535件)」に関する相談が最も多く、前年度と比較すると、181件増加しており未成年者の全相談件数の約34%を占めています。

以下、「健康食品(296件)」、「化粧品(168件)」の順となっており、「通信販売でお試しのつもりで購入したが、実は定期購入だった」といった相談などが多数寄せられています。

※集計時点:2021年5月17日

[未成年者の主な相談内容]

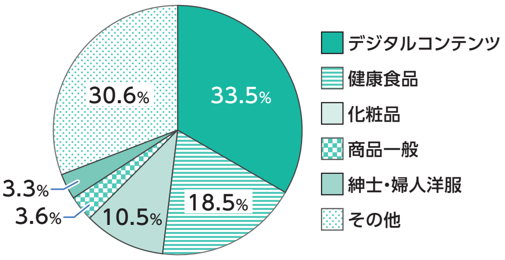

※小数点以下第2位を四捨五入して記載しています。

トラブルに遭った場合は消費者ホットライン☎188(いやや!)へご相談ください!

愛知県

コピー、複写OKです。積極的にご活用ください。
学校教育OK

～ 消費者教育研究校の取組紹介 ～

消費者教育を推進する「消費者教育研究校」の取組を紹介します。

2020年度消費者教育研究校：愛知県立足助高等学校　愛知県立名古屋南高等学校
愛知県立半田商業高等学校　愛知県立名古屋特別支援学校

公民科における実践的授業（愛知県立足助高等学校　角谷　彰彦　教諭）

1 題　材

「視点を変える問い」と「実物資料」を生かした消費者教育　（第3学年　科目「現代社会」　2単位）

2 ねらい

(1)自立した消費者として活躍し、より良い社会の有為な形成者となるため、悪質商法といった現代の消費者問題やエシカル消費を学ぶ中で、様々な見方や考え方があることを確認する。
(2)自立した消費者とは何か、今後どのように消費者として自覚を持って行動していけば良いかを考察し、今後の自らの生活に生かしていく。

3 授業計画及び取組

(1)外部講師による「実践的授業」の実施

愛知県県民生活課と愛知県消費生活総合センター（以下、「センター」という）と連携し、契約や成年年齢の引下げ等について、消費者庁作成教材「社会への扉」を活用した「実践的授業」を行った。

(2)「視点を変える問い」を生かした授業

悪質商法に対して、「騙す側の心理」と「騙される側の心理」を見方・視点を変えて考え、悪質商法の手口について考察させた後、「悪質業者にまけんぞう!スゴロク」に取り組む中で、消費者心理を考え、悪質商法の手口が実際にどのようなものか体験させた。

(3)「実物資料」を生かした授業

環境に配慮した商品がどのようなものか確認し、「値段以外に、消費者としてどのような視点で商品を選んだら良いか」「エシカル消費の意義は何か」等について考察し、ワークシートに記述させた。

時　数	学　習　内　容
1時間目	契約や成年年齢の引下げについて学ぶ（外部講師による実践的授業）
2時間目	「視点を変える問い」で悪質商法の手口を学ぶ
3時間目	「悪質業者にまけんぞう!スゴロク」※の実戦で悪質商法の手口を確認する（外部講師による授業）
4時間目	実物資料を使い、エシカル消費について学ぶ
5時間目	自立した消費者とは何かを考える（まとめ・振り返り）

※【NPO法人 C・キッズ・ネットワーク】悪質業者にまけんぞう!スゴロク

【外部講師による実践的授業の様子】

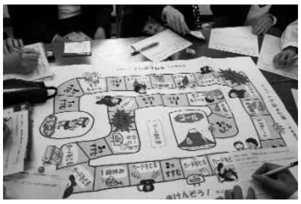

【悪質業者にまけんぞう!スゴロクで学習する様子】

4 生徒の感想

・2022年からは成年となり、契約の取り消しができなくなることが分かったので、今後は契約を慎重に考えたい。
・エシカル消費は世界で抱えている問題を解決に導く一端を担うことができると感じた。
・何かトラブルにあってしまったり、怪しいと思ったりした時には一人で悩まず、信頼できる大人や、188（消費生活センター）に電話する等して、授業で学んだことを生かしていきたい。

5 成　果

この授業実践により、生徒に「契約」「成年年齢の引下げ」「悪質商法について」「環境に配慮した消費への取組」等の消費者問題を理解させることができた。また、生徒からは、「今回の実践的授業で学んだことを周囲にも伝えていきたい」との意見もあり、今回の実践的授業のねらいを達成できたと考える。

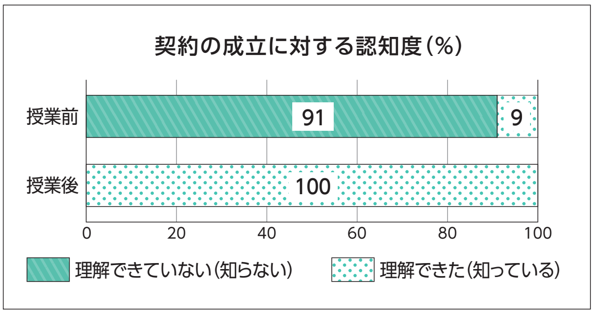

6 おわりに

外部講師の方を招いた消費者教育の実践的授業により、自分自身も消費者問題について多くのことを知ることができた。特に「成年年齢の引下げ」については、今後はセンター等の専門機関とも連携して学校内で啓発を行うほか、地域の高齢者に対する悪質商法への啓発活動や、環境に配慮した消費行動等を発信できるような消費者教育を実践していきたい。

家庭科における実践的授業（愛知県立名古屋南高等学校　小椋　美知　教諭）

1 題　材

倫理的な消費者を育てる 〜話し合い、発表して育つ南高生〜　（第1学年　科目「家庭基礎」 2単位）

2 ねらい

（1）持続可能な社会を目指し、消費者として主体的に行動する力を養う。SDGsのゴール12「つくる責任　つかう責任」の達成に向かう第一歩であるエシカル消費が実践できる消費者を育成する。

（2）食物・被服分野でも「エシカル消費」を扱い、さらには「総合的な探究の時間」で「SDGs」を学習させて理解を深める。また、授業を発表形式にすることによって、生徒相互のコミュニケーション能力を高める。

3 授業計画及び取組

（1）外部講師による「実践的授業」の実施

愛知県県民生活課と愛知県消費生活総合センターと連携し、契約や成年年齢の引下げ等について、消費者庁作成教材「社会への扉」を活用した「実践的授業」を行った。

（2）食品ロスから知るエシカル消費

各家庭の食品廃棄量とその内容を調査し、食品ロス削減をテーマにした授業で発表をさせた。日本の多量な食品廃棄と世界の貧困を学び、食品を無駄にしない方法を考えさせた。

（3）家庭から排出されるプラスチックごみから知るエシカル消費

各家庭の1週間分のプラスチックごみの重量とその内容、コロナ禍で廃棄したマスクの枚数を調査させた。またプラスチックごみについて学習をさせ、そのごみが与える生態系への影響を理解させるとともに、プラスチックごみ削減の方法を考えさせた。

（4）被服が及ぼす環境への影響から知るエシカル消費

不織布マスクの原料がプラスチックとは知らない生徒が多くいたため、プラスチックごみ削減の一手段としてリユースマスクを製作した。また、ファストファッションをはじめとしたアパレル産業の実態について発表をさせ、今後の衣生活の在り方を考えさせた。

（5）フェアトレードから学ぶエシカル消費

調べ学習とグループ発表の後に、フェアトレードのバナナの試食を行った。フェアトレード製品の価格の高さは労働者の生活を守るものであり、また有機栽培は生産者や消費者の健康を守るものでもあることを学ばせた。

分　野	題　材	時　間
食生活	食品ロス	3時間 4時間
消費生活	導　入	1時間
	プラスチックごみ	2時間 1.5時間
	フェアトレード	2時間 1時間
衣生活	ファストファッション	1.5時間 1時間
	実　習	3時間 3時間

（下線の時間は家庭学習の時間を示す）

4 生徒の感想

- モノを買って、それを処分するまでが本当の「消費」だとわかったので、生産者のことを知り、長く使えるモノを適切な値段で買って大切に使うことが必要。
- せっかく企業が取り組んでも、消費者の行動が悪いと「エシカル消費」にはならない。エシカル消費を学んだ私たちがフェアトレード商品を買ったり、3R（リデュース、リユース、リサイクル）をすることが大切。
- ファストファッションやフェアトレードの問題は企業にあると思っていたが、それは消費者が安く購入することを望んだ結果なので、消費者の意識を変えなければいけない。

【授業の様子】

5 成　果

授業前(6月)は、「エシカル消費」という言葉を聞いたことがある生徒は1.2%であったが、授業後(2月)に同じアンケートを取ったところ92%までになり、そのうち85%の生徒が「エシカル消費」を説明できるまでになっていた(右グラフ)。

生徒はこの授業を通して、「エシカル消費」だけでなくSDGsについても興味を持ってくれたため、予想以上の成果を感じられた。

『エシカル消費』という言葉を聞いたことがあるか
またその言葉を説明できるか

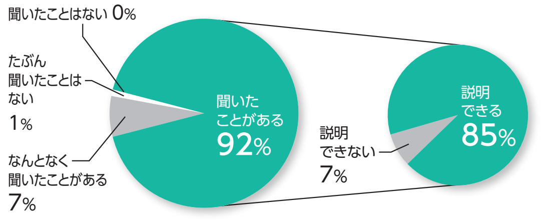

6 おわりに

「生徒の間にレジ袋をもらわないという意識が広がった」という感想をもらい、エシカル消費が日常の生活に溶け込みつつあると感じられ嬉しく思う。エシカルな消費行動が当たり前にでき、その必要性を自ら発信できる人間であってもらいたい。

商業科における実践的授業（愛知県立半田商業高等学校　鈴木　壮史　教諭）

1 題　材

消費者教育講座の実践　（第3学年　「課題研究」　3単位）

2 ねらい

（1）消費生活問題を自分だけでなく社会の問題ととらえる姿勢を身に付ける。
（2）知識を深め、地域の方と共に消費生活の改善について積極的に学び合う。

3 授業計画及び取組

時　数	学　習　内　容
1・2時間目	消費者として正しい知識を得る
3・4時間目	近年小売りの場面で変化していることを考え、調べる
5〜8時間目	市民向け消費者教育講座の準備
9〜12時間目	市民向け消費者教育講座の実施
13時間目	振り返り

（1）消費者として正しい知識を得る

愛知県県民生活課と愛知県消費生活総合センターと連携し、契約や成年年齢の引下げ等について、消費者庁作成教材「社会への扉」を活用した「実践的授業」を行った。また、KDDI株式会社のスマホ・ケータイ安全教室を活用し、コード決済とクレジットカードの連携の仕組みやコード決済の問題点について学んだ。

（2）近年小売りの場面で変化していることを考え、調べる

一般消費者として消費生活を送る際に起きている変化をグループワークで議論させたところ、「直接硬貨や紙幣を触れることに抵抗感がある」、「交通系電子マネーで支払うことが増えた」等、様々な意見が出た。

また、学習内容を還元することを生徒へ提案して議論をさらに深めた結果、「キャッシュレス決済の紹介」、「コード決済の利用法と利用上で特に注意すべきポイント」についてまとめた、市民向けの消費者教育講座を実施することとした。

【市民向け消費者教育講座の様子】

【講座の案内広告】

（3）市民向け消費者教育講座の準備・実施

講座の実施に協力していただく半田市市民交流センターの職員と、より効果が高い講座内容とするための打ち合わせを行い、講座の案内広告を作成し、センターに掲示した。

12月4日と11日の2日間、タブレット端末を活用した各2時間（準備時間含む）の講座を実施した（内容:導入→自分に合ったコード決済を選択→アプリのインストール→コンビニで買ってみよう→講座のまとめ）。参加者からは、「孫とお小遣いのやり取りをコード決済でやってみたい」、「スマホの電池がなくなると使えなくなるので、現金も多少持ち歩くようにしたい」等の意見がみられた。

4 生徒の感想

・自分では理解しているつもりになっていたが、実際に地域の方に説明しようとすると困ってしまった。
・あらかじめ想定していた質問にはスムーズに答えられたが、突然された質問について上手く答えられず、さらに学びたい。
・消費者トラブルについて個人で対応するのではなく、信頼できる大人に相談することが大切だ。場合によっては188を活用して対処したい。

5 成　果

調査結果を見ると、生徒の消費者としての意識が高まったことが確認できた（図1、2）。

さらに地域の方に還元する方法を考えることは理解を深めることに役立った。卒業前のインタビューでは消費生活についての意識が高く、消費者教育の定着に効果があったと考える。

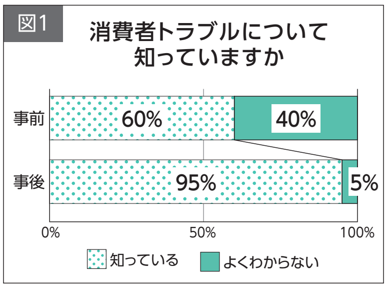

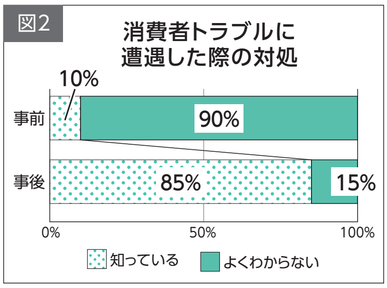

6 おわりに

今回の研究を通じて、生徒自身の消費生活への関心を高めることができた。また、地域の方に講座を開くことで、コミュニケーション能力の向上や主体的に学ぶ姿勢を習得させ、市民向け消費者教育講座を経て身に付けた知識を地域の方に還元する取組を実施できた。来年度以降も地域の方向けの講座を継続して行い、消費者市民社会の発展に貢献していきたい。

総合的な探究の時間における実践的授業

（愛知県立名古屋特別支援学校
矢野　良太　教諭）

1 題　材

自立・消費生活への関心を高めるための取組
～特別支援学校における外部講師を活用した消費者教育の実践～

（教育課程A、B 第1～3学年　科目「総合的な探究の時間」2単位）

2 ねらい

（1）消費生活に対する関心を高め、生徒自らが消費者として意思決定するための基礎知識を養う。
（2）自らの生活を管理するためにトラブル解決の方法や制度、相談機関の利用法について理解を深める。
（3）外部講師を活用することで、外部講師の専門性や多様な価値観に触れる。

3 授業計画及び取組

（1）事前指導

生徒の実態に応じて2グループ編成にして授業に取り組んだ。Aグループは教材の工夫を中心とした授業実践、Bグループは外部講師を招いての実践的授業に取り組むこととし、事前指導として、各グループで、独立行政法人国民生活センターの「心理チェック」を実施し、生徒の消費トラブルの危険度を授業実施前後で比較検証できるように計画した。

（2）教材の工夫や外部講師の活用

Aグループでは、「おこづかい」、「買い物」等といった生徒にとって身近なキーワードを、学習の中心に据えて、実生活に結び付けること、興味をもてるようにすることを目標に「ちびまる子ちゃん」の教材や「消費者かるた」等の遊び要素を取り入れた教材を活用し、楽しい雰囲気で授業に取り組めるようにした。

Bグループでは、外部講師を活用した授業の実践として、身体障害のある本校生徒にとってロールモデルとなる本校卒業生を招き、身体障害のある当事者の消費生活（自立生活）および消費者トラブルの実体験等の講話を実施した。

また、愛知県県民生活課と愛知県消費生活総合センターと連携し、契約や成年年齢の引下げ等について、消費者庁作成教材「社会への扉」を活用した「実践的授業」を行った。主体的に生徒が考えられるようロールプレイを行い、トラブル時の対処法を学ぶ機会となった。

時　数	グループ	家庭科学習内容
1時間目	A	事前指導 （オリエンテーション） ・心理チェックの実施
	B	
2時間目	A	視聴教材 「ちびまる子ちゃん」※
	B	障害当事者講話 （外部講師による授業）
3時間目	A	消費者かるた
	B	契約について （外部講師による実践的授業）
4時間目	A	事後指導（まとめ） ・心理チェックの実施 ・アンケートの実施
	B	

※【生命保険協会】ちびまる子ちゃんと学ぶ大切な3つのお話

【消費者かるたで学習する様子】

【外部講師による実践的授業の様子】

4 生徒の感想

・よく考えてから物を買いたい。
・買い物をするときは何が必要か、本当に買っていいのかを慎重に考えたい。
・フリマではトラブルにあわないように親と相談しながら利用できる消費者になりたい。

5 成　果

Aグループは、「お金を貯めて欲しいものを買う」、「何かに備える」といった経験が少なく、実生活に対してイメージをもつことは難しかった。しかし、帰りの会で「お金の勉強をした」という発表ができた生徒もおり、「お金」を意識するきっかけとなった。また、Bグループでは、振り返りで「自立生活に関心をもった」、「（ネットトラブルは、）自分でもあり得る」と消費生活に対する意識が高まった。また消費者トラブルに限らず、「困ったことがあったら親（大人）に相談する」ことへの気付きがあった。

6 おわりに

事後アンケートの結果から、外部講師を活用することで、普段の授業と違った新鮮な気持ちで授業に取り組めたと考える。

今後の課題としては、生徒たちに、学習したことが定着するよう継続的に消費生活に触れる機会を設ける必要があることや、家庭や地域とも連携して生活場面の中に消費者としての当事者意識が芽生えるようにしていく必要があると考えられる。今後も消費者として社会と関わることができるよう授業実践を行っていきたい。

＼学校での消費者教育を応援します！／

無料 講師派遣のご案内

　学校等における消費者教育を推進するため、授業や学年集会、教員やPTAの研修会等へ、弁護士、司法書士、消費生活相談員等の講師を無料で派遣しています。ぜひ、ご活用ください。

教員向け

・成年年齢引下げを見据えた消費者教育の指導方法
・消費者庁作成教材「社会への扉」の活用方法
・消費者市民社会とエシカル消費　　等

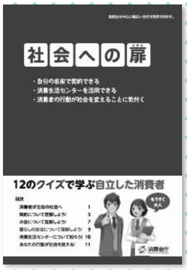

成人を間近に控えた高校生等向け

・消費者庁作成教材「社会への扉」を活用した講座（実践的授業）を実施します。

児童・生徒・PTA向け

・契約の基礎知識　・消費者トラブル事例と対処法
・金融教育（クレジットカード等）　・消費生活センターの概要
・持続可能な消費の実践（エシカル消費）　　等

愛知県　消費者教育　講師　検索

消費者教育オンライン講座の動画配信

　高等学校等の授業や家庭学習用としてご活用いただくため、成年年齢引下げや契約等をテーマとした講座をYouTubeで配信しています。

愛知県　消費者教育　YouTube　検索

無料 映像教材の貸出

　悪質商法の手口と対処方法、契約やクレジットに関する知識、スマートフォンやインターネットの安全な利用方法等、消費者問題に関するDVD等の教材を貸出しています。
　学校での授業や研修、地域のイベント、学習会等でぜひ、ご活用ください。

愛知県　消費者教育DVD　検索

「あいち暮らしWEB」・「あいち暮らしっく」のご案内

【消費生活情報　あいち暮らしWEB】

　楽しく学べる消費者教育教材等を掲載しています。
・消費者トラブルかるた　・トラブル心理チェック
・動画で学ぶ「かしこい消費者市民になろう!」
・マンガでわかる「相談窓口へ行こう!!」　　等

あいち暮らしWEB　検索

【消費生活情報　あいち暮らしっく】

　消費者トラブルをはじめ、幅広い消費生活情報を掲載した情報紙です。
　毎年12月に発行する「若者向け特集号」では、「契約」「若者に多いトラブル事例」「エシカル消費」等について掲載しています。

あいち暮らしっく　検索

エシカル消費ポータルサイトについて

　人や社会、地域、環境に配慮した商品やサービスを選んで消費する「エシカル消費」について、広く県民の皆様へ普及啓発するためのポータルサイト「私が変わる未来を変える『エシカル×あいち』」を開設しましたので、ぜひご覧ください。

エシカルあいち　検索

お問合せはお気軽に、愛知県県民生活課　☎052-954-6603 まで！

トラブルに遭ったり、不安な場合はお早めにご相談ください。

消費者ホットライン ☎188（いやや!）局番なし

身近な消費生活相談窓口につながります。

編集：教員情報提供紙ワーキンググループ

谷川　秀（愛知県立一色高等学校）
岩瀬　明子（愛知県立岡崎東高等学校）
佐野　佳史（愛知県立犬山高等学校）
倉知　洋岳（愛知県立一宮聾学校）
服部　麻美子（愛知県教育委員会高等学校教育課）
丹　節生（愛知県教育委員会義務教育課）
川上　智宏（愛知県教育委員会特別支援教育課）
黒川　智子（名古屋市スポーツ市民局市民生活部消費生活課）
風岡　美紀（愛知県県民文化局県民生活部県民生活課）
寺澤　清加（愛知県県民文化局県民生活部県民生活課）
延時　雄大（愛知県県民文化局県民生活部県民生活課）

発行：愛知県県民文化局県民生活部県民生活課　〒460-8501　名古屋市中区三の丸三丁目1番2号　☎052-954-6603